第３　国，地方公共団体の取組等に関する事項
　１　国の取組に関する事項
　２　地方公共団体の取組に関する事項
　３　その他の関係機関の協力に関する事項

本指針は，劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第１項の規定に基づき，設置者又は運営者が，実演芸術団体等，国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより，劇場，音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。

劇場，音楽堂等は，文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち，その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し，又は行うこと等により，これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。

劇場，音楽堂等は，文化芸術を継承し，創造し，及び発信する場であり，また，人々が集い，人々に感動と希望をもたらし，人々の創造性を育み，人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また，個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく，全ての国民が，潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として，また，社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として，常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては，劇場，音楽堂等は，「新しい広場」として，地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や，国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており，国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。また，劇場，音楽堂等で創られ，伝えられてきた実演芸術は，無形の文化遺産でもあり，これを守り，育てていくとともに，新たに創り続けていくことが求められる。

我が国の劇場，音楽堂等については，これまで主に，施設の整備が先行して進められてきたが，今後は，そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や，劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また，実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており，地方においては，多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

本指針は，こうした諸課題を克服し，劇場，音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として，設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。

なお，本指針は，劇場，音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には，適時にこれを見直すこととする。

第１　定義

この告示において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

第２　設置者又は運営者の取組に関する事項

１　運営方針の明確化に関する事項

劇場，音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は，法前文に示された趣旨を踏まえつつ，劇場，音楽堂等の事業の実施を通じて，その設置する劇場，音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため，設置者は，その設置する劇場，音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め，同方針の内容に応じ，劇場，音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者，劇場，音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場，音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。），実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し，新たな課題等が生じた場合には，必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお，地方公共団体が設置する劇場，音楽堂等については，各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ，同方針を定める必要がある。

２　質の高い事業の実施に関する事項

⑴　設置者又は劇場，音楽堂等を運営する者（以下「運営者」という。）は，法第３条に規定する劇場，音楽堂等の事業の全部又は一部について，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，実施する事業を適切に決定するよう努めるものとする。また，実施することを決定したそれぞれの事業については，創造性及び企画性の高い事業，特色のある事業，利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする。

劇場，音楽堂等の事業の企画及び実施に当たっては，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　実演芸術の公演を企画し，実施した実績が相当程度ある劇場，音楽堂等にあっては，創造性及び企画性がより高く，かつ，特色のある実演芸術の公演を実施し，その成果を広く国内外に発信すること。

イ　ア以外の劇場，音楽堂等にあっては，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ，創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。

ウ　実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに，利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。

エ　年齢や障害の有無等にかかわらず，より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう，字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。

⑵　設置者は，その設置する劇場，音楽堂等の事業について，適切な評価基準を設定し，毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに，設置者は，劇場，音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し，評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては，設置者は，利用者等の視点に配慮するとともに，定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

３　専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

⑴　設置者又は運営者は，その設置する劇場，音楽堂等の運営を適切に行うため，当該劇場，音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ，実演芸術の公演等を企画制作する能力，舞台関係の施設・設備を運用する能力，組織・事業を管理運営する能力，実演芸術を創造する能力その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，他の劇場，音楽堂等，実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し，実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに，人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の設置目的を実現し，運営方針を踏まえた劇場，音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては，指導者の派遣，研究会の開催等により，自らの専門的知見を広く他の劇場，音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。